

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

今、国民の「こころ」は、深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が自死によって命をなくし、平成17年には300万人以上、40人に1人程度の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成23年7月6日、厚生労働省は、これまで「4大疾病」と位置付けて重点的に対策に取り組んできた「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に、精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。

福祉分野においては、平成18年4月から3障害を一緒に支援する法律が作られたが、サービスの基盤体制の構築は立ち遅れている。

また、医療においても、他の科とは大きな違いがあり、一般病床や感染症病床などは、患者16人に対し医師は1人以上であるが、精神科病床では、患者48人に対し医師1人になっている。看護師の配置も一般の医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足の状態である。

長期の心的障害者（精神障害者）の家族が精神健康上の困難を持つ率は、一般の人々の3倍であることも分かっており、家族への精神疾患・治療についての情報提供、实际的・情緒的な支援などが必要であるが、日本ではこの部分も皆無に近く、ようやく家族教室などが開かれ始めたところである。

平成22年4月から、家族・当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立し、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据えて会議を重ね、現実の危機を早期に根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援の三つを軸として、国民全てを対象とした、こころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、国におかれては、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（議決日）平成24年3月28日

（送付日）平成24年3月30日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣